

関係事業者等ヒアリングについて

資料1

ヒアリング 1日目 (3/18(水) 16:00～、2時間程度、於:第1特別会議室)			ヒアリング 2日目 (3/19(木) 9:30～、2時間程度、於:第1特別会議室)					
○ 長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方								
○	①	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	中川 代表取締役副社長・ 経営企画部長 酒井 常務取締役・ 経営企画部長	15分				
			<質疑> <退席>	15分				
	②	KDDI株式会社	古賀 渉外部長	10分				
	③	ソフトバンクテレコム株式会社	吉野 渉外企画部長	10分				
	④	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	菅谷 経営企画部 マネージャー	10分				
	⑤	九州通信ネットワーク株式会社	岡山 経営戦略本部 経営企画部長	10分				
			<質疑> <退席>	20分				
	○ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方							
	○	①	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	中川 代表取締役副社長・ 経営企画部長 酒井 常務取締役・ 経営企画部長	15分	②	ソフトバンクBB株式会社 吉野 渉外企画部長	10分
				<質疑>	15分	③	DSL事業者協議会 本間 副会長	10分
						<質疑> <退席>	15分	
					④	KDDI株式会社 古賀 渉外部長	10分	
					⑤	ソネット株式会社 渡辺 渉外部長	10分	
						<質疑> <退席>	15分	
					⑥	株式会社ケイ・オプティコム 西岡 経営本部 経営戦略グループ 部長	10分	
					⑦	(一社)日本ケーブルテレビ連盟 松本 専務理事	10分	
						<質疑>	15分	
				合計 120分			合計 105分	

ヒアリング項目	内容
1 総論	
① 第二次答申後の取組に関する評価について	<p>これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果をどのように評価すべきか。</p> <p>※ 第二次答申は、光配線区画の見直しを、「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」と位置付けた。答申後の取組は、こうした観点から成果を上げているか。</p>
② 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について	<p>これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするための更なる措置を検討する必要があるか。</p>
③ 「光配線区画」における利用者獲得の現状について	<p>「光配線区画」の中で、多くの利用者を獲得することが現状で困難なのはなぜか。また、課題を解消するためにどのような措置が考えられるか。</p> <p>(対ソフトバンク、DSL事業者協議会、KDDI、ソネット)</p>
④ 提供エリアの拡大について	<p>FTTHサービスの世帯カバー率はどの程度か。また、今後、提供エリアを拡大する予定はあるか。拡大する場合、自己設置による拡大と、接続による拡大のどちらが選択されるか。</p> <p>(対NTT東西、KDDI、ソネット、ケイ・オプティコム)</p>
⑤ 「サービス卸」との関係について	<p>NTT東西が「サービス卸」を始めたことが、今回の議論にどのような影響を及ぼすのか。</p>

ヒアリング項目	内 容
2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方	
① 収容率の向上に対するインセンティブについて	<p>接続事業者の参入によって、収容数の少ない主端末回線が増えると、設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという懸念に対応するため、収容率の向上に対する何らかのインセンティブが必要か。</p> <p>※ 現行の接続料の算定方法では、収容数を増やせば利用者当たり平均接続料が低くなるため、収容率を向上させるインセンティブが働く。算定方法を見直すとしても、収容率の向上に向けたインセンティブが働くようにする必要があるか。</p>
② 接続料原価を構成する個別費用について	<p>接続料の算定方法については、現行の方法では全ての費用が主端末回線数(芯線数)に連動することが前提とされているが、未利用芯線に係る費用や共通経費を含む個別の費用が何に連動して発生しているかをより精緻に分析する必要があるか。また、これらの費用についてどのように考えていけばよいか。</p> <p>※ 接続料の体系は、制度上、費用の発生の態様を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定することを原則としているが、上記のような前提(全ての費用が主端末回線の芯線数に連動)を置くことに合理性はあるか。</p>
3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方	
○ 具体的な課題と対応について	<p>加入光ファイバに係る接続料の算定方法以外で、具体的にどのような競争政策上の課題があるか。また、課題への対処としてどのような対応が必要と考えられるか。</p> <p>※ パブリックコメントでは、NTT東西が設置したシェアドアクセス方式の加入光ファイバを、接続事業者が「接続」により利用してFTTHサービスを提供する際に、光配線区画がNTT東西により変更(分割)されてしまう、提供される情報だけでは光配線区画の明確な把握が困難であるといった指摘があるが、具体的にはどのような課題か。</p>